

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
(1)	株式会社久米設計	東京都江東区潮見 2-1-22	5-000176
(2)	ランドブレイン株式会社	東京都千代田区平河 町 1-2-10	5-000201

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

- (1) 令和 6 年 1 月 12 日～令和 6 年 7 月 11 日 (6 ヶ月)
- (2) 令和 6 年 1 月 12 日～令和 6 年 7 月 11 日 (6 ヶ月)

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設コンサルタント業務

4. 事実概要

株式会社久米設計の執行役員である九州支社長及びランドブレイン株式会社の使用人は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築工事設計業務の指名競争入札において、令和 5 年 1 1 月 1 6 日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成 29 年要領第 3 号）別表第 2 第 9 号に該当する。

〈指名停止等措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(談合及び競売入札妨害) 9 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 7 号及び第 8 号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から 6 ヶ月以上 1 2 ヶ月以内

問い合わせ先  
茨城町総務部財政課  
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地  
電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)